

議案第65号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、国民健康保険法の一部改正による退職者医療制度の廃止に伴い所要の改正を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げる必要があるによる。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例（昭和34年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条の3の見出しを「（基礎賦課総額）」に改め、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「（以下「県」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、県」を削り、「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び」を「並びに」に改め、同号カを次のように改める。

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

第10条の3第2号中「一般被保険者について」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に、「、病床転換支援金等及び」を「及び病床転換支援金等並びに」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第10条の3第2号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに

国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第11条の見出しを「（基礎賦課額）」に改め、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同項後段を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号から第3号までの規定中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の2から第14条の4までを次のように改める。

第14条の2から第14条の4まで 削除

第14条の4の2を削る。

第14条の5を次のように改める。

（基礎賦課限度額）

第14条の5 第11条第1項の基礎賦課額が65万円を超える場合においては、当該賦課額は、65万円とする。

第14条の5の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号中「一般被保険者について」を削り、同号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条の5の3の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同項後段を削る。

第14条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の5の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号及び第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第14条の5の6から第14条の5の9までを次のように改める。

第14条の5の6から第14条の5の9まで 削除

第14条の5の10を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の5の10 第14条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額が24万円を超える場合においては、当該賦課額は、24万円とする。

第14条の6第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条第2項並びに第17条第1項及び第2項中「若しくは第14条の2第1項」及び「若しくは第14条の5の6第1項」を削る。

第18条の2第1項中「又は第14条の2第1項」を削り、同条第5項中「又は第14条の2第1項」及び「又は第14条の5の6第1項」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第6項中「又は第14条の2第1項」を削る。

第18条の4第1項第1号中「又は第14条の4」を削り、同条第2項中「第18条の2」を「第18条の2第1項から第3項まで」に改め、同項第1号ア中「又は第14条の4」を削り、同号イ中「納付義務者」を「当該未就学児が属する世帯に係る保険料の納付義務者の区分」に改め、同条第5項中「又は第14条の4」及び「又は第14条の5の8」を削り、「同号イ」を「同項」に、「第18条の2第1項各号」を「第18条の2第1項から第3項まで」に、「同条第1項各号」を「同条第1項から第3項まで」に改める。

第18条の5第1項及び第2項中「又は第14条の2第1項」を削り、同条第4項中「又は第14条の2第1項」及び「又は第14条の5の6第1項」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第5項中「又は第14条の2第1項」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。